

昭和十三年

# 福井縣統計書

第四編

(警察衛生等)

---

福井縣



## 緒 言

福井縣統計書ハ明治十四年刊行ヲ以テ嚆矢ト  
ナシ爾來縣下行政經濟其ノ他各般ノ統計ヲ蒐集  
シ既往現在ノ文化ノ狀勢ヲ大觀セムカ爲毎年之  
ヲ刊行シ今ヤ昭和十三年統計書ノ編纂ヲ以テ第  
五十八回ノ記錄ヲ重ヌルニ至レリ。本書ヲ分ツ  
ニ其ノ一ヲ土地戶口等、其ノ二ヲ學事、其ノ三  
ヲ産業、其ノ四ヲ警察衛生トス。

各編ニ収録セル資料ハ市役所町村役場ヨリノ  
報告又ハ他官廳其ノ他公共團體ヨリ直接ニ蒐集  
セルモノ及廳中各課ノ調査ニ依リタルモノナリ  
蓋シ世運ノ進展ニ伴ヒ統計ノ利用愈々多キヲ加  
へ來タルニ鑑ミ内容ノ正確ヲ期スルト共ニ其ノ  
表章方法ニモ逐次改善ヲ加へタルモ尙遺憾ナキ  
ヲ保セズ將來更ニ檢討ヲ加へ時世ノ要求ニ應ゼ  
シムル所アラムトス。

昭和十五年三月

福井縣總務部

# 昭和十三年福井縣統計書 第四編

## 凡 例

本編ハ昭和十三年又ハ昭和十三年度ノ事項ヲ掲載シタルモノナリ、然レドモ其ノ以後ノ事項ニシテ調査ヲ了ヘタルモノハ之ヲ掲載シ又已ムヲ得ザルモノハ昭和十三年若ハ昭和十三年以前ノモノヲ掲ゲタルモノアリ。

編中何年度ト記スルモノハ其ノ年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年度、何年末ト記スルモノハ其ノ年十二月三十一日現在、何年度末ト記スルモノハ翌年三月三十一日現在、何年ト記スルモノハ其ノ年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル一曆年間、何日ト記スルモノハ其ノ日現在ノ意ナリ。前數年ノ事項ヲ列記シタルモノハ本表ノ數字ト其ノ質ヲ同ウシ即チ本表現在數ナルトキハ比較數亦一年間若ハ一年間ノ數ナリ。數位ハ千位百萬位ニ「,」小數アルトキハ一位ニ「.」ヲ附シ不詳ノモノハ「.....」一位ニ滿タザルモノハ「0」全ク無キモノハ「-」ヲ填入セリ。

金錢ニ關スルモノハ概ネ四捨五入ノ法ヲ用ヒテ圓位ニ止メタリ。

第四編 (警察衛生等) 目次

警 察

總 說..... 1

1 警察部職員現員..... 3

2 警察署職員配置(現員)..... 3

3 警察官吏年齡..... 4

4 警察官吏勤續年數..... 4

5 警部補巡查俸給..... 5

6 警察官異動..... 5

7 警部補、巡查恩給及遺家族扶助料..... 6

8 巡查採用及教習..... 6

9 警察上ノ賞與..... 7

10 警察共濟組合救濟金..... 7

11 警察上死傷者..... 8

12 警察電話..... 8

13 諸犯罪別發生件數..... 9

14 諸犯罪發生及檢舉件數..... 9

15 諸犯罪別檢舉件數..... 10

16 違警罪即決處分及正式裁判數..... 10

17 未成年者喫煙竝飲酒禁止法違反..... 11

18 自殺者..... 11

19 年齡ニ分チタル自殺者..... 12

20 原因ニ分チタル自殺者..... 12

21 被 殺 傷 者..... 13

22 警察指紋採取成績..... 13

23 取締營業者數..... 14

24 行政執行處分..... 14

25 火 災..... 15

26 火災原因..... 16

27 消 防 組..... 16

28 交通事故ノ一(汽車ノ加害)..... 17

29 交通事故ノ二(電車ノ加害)..... 18

30 交通事故ノ三(自動車ノ加害)..... 18

31 交通事故ノ四(自轉車ノ加害)..... 19

32 交通事故ノ五(其ノ他ノ加害)..... 19

33 狩獵免許下附人員..... 20

34 鳥獸捕獲數..... 20

35 貸座敷及藝妓數..... 21

衛 生

36 醫 師..... 21

37 齒科醫師..... 22

38 藥 劑 師..... 22

39 藥局及藥業者..... 23

40 賣 藥..... 23

41 鍼灸按摩及接骨業者..... 24

42 看 護 婦..... 25

43 產婆、看護婦、理髮試驗..... 25

44 產 婆..... 25

45 鍼灸、灸術按摩術試驗..... 26

46 トラホーム 檢診成績..... 26

47 トラホーム 患者..... 27

48 結核健康診斷成績..... 27

49 傳染病患者、死亡..... 28

50 傳染病患者、死亡年齡別..... 28

51 娼妓健康診斷其ノ一..... 29

52 娼妓健康診斷其ノ二..... 29

53 花柳病患者..... 30

54 屠 殺..... 31

55 中 毒..... 32

56 衛生試驗..... 32

57 病 院 其ノ一..... 33

58 病 院 其ノ二..... 34

59 病院患者病類別..... 35

60 傳染病院及隔離病舎..... 36

61 病院ニ非ザル診療所..... 36

62 藥品巡視成績..... 37

63 種痘成績ノ一(第一期)..... 37

64 種痘成績ノ二(第二期)..... 38

65 娼妓病院..... 38

66 衛生ニ關スル諸犯罪處分..... 39

67 マラリヤ患者年齡別..... 40

68 マラリヤ治療方法別..... 41

69 精 神 病 者..... 42

70 牛 乳(其ノ一)..... 43

71 牛 乳(其ノ二)..... 43

工 場

72 工場臨檢調..... 44

73 適用工場數年次比較..... 45

74 常時職工十人未滿使用ノ危険及衛生上有害ナル工場並職工數..... 46

75 寄宿舍ノ設ケル工場及職工數..... 46

76 職工扶助金額調..... 47

77 工場主ノ管理スル職工貯蓄金額..... 47

78 工 場 災 害..... 48

79 工場法違反.....50  
 80 取締原動機.....50  
 81 労働者災害扶助法適用事業数.....51  
 82 労働者災害扶助法適用事業ニ於ケル労働者数.....52

健康保険

83 工場、事業場、事業及被保険者数.....53  
 84 業態別工場、事業場、事業及被保険者数.....53  
 85 保険給付.....54

86 標準報酬等級別被保険者数.....54  
 87 郡市別大中小工場分布状況.....55  
 88 病類別療養並傷病手當ノ件数及日数(業務上).....55  
 89 病類別療養並傷病手當ノ件数及日数(業務外).....56  
 90 原因別死亡者数.....56

雑

91 新聞及雑誌.....57

# 總 說

## 警 察

### 警 察 區 劃

昭和十三年末現在ニ於ケル警察行政區劃ハ其ノ監督廳タル警察部ノ下ニ警察署十三、警部補派出所三、巡査部長派出所二十三、巡査駐在所百五十九ヲ置キ、二市十三町五十八箇村ノ警察事務ヲ管理セシメ以テ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ縣民ノ福祉増進ニ努メツアリ。

### 警 察 官 吏

昭和十三年末現在ニ於ケル警察官吏ノ定員ハ警察部長一人、警視四人、警部二十六人、警部補三十九人、巡査部長七十四人、巡査四百六十九人ニシテ、巡査部長六名過員ナルモ警部一名、巡査三十八名缺員ナリ（應召者ハ現職トシ他ニ請願一名アリ）

### 火 災

昭和十三年中ノ火災度數ハ177件、内失火163件、放火5件、其ノ他9件ニシテ其ノ損失見積額ハ1,079,537圓ナリ。之ヲ原因別ニ見レバ炬燵行火ノ不始末32件、取灰ノ不始末19件、焚火ノ不始末17件、乾燥室ノ不注意15件、子供ノ弄火14件、煙草ノ吸殻ノ不注意10件、煙突ノ不始末9件ハ其ノ主ナルモノナリ。

### 消 防 組

昭和十三年中ノ消防組ハ169組、人員20,509人ヲ以テ組織ス。而シテ之等消防組ニ備付ケラレタル重要消火機械器具ハ自動車唧筒33臺、オートパイ唧筒六臺、ガソリン唧筒222臺、蒸氣唧筒8臺、腕用唧筒648臺ナリ。

### 犯 罪

昭和十三年中ニ於ケル犯罪發生件數ハ11,752件ニシテ檢舉件數ハ12,319件ナリ、之ガ檢舉率ハ97%ヲ示シ其ノ中縣外檢舉件數ハ809件ニシテ前年ニ比シ發生件數ニ於テ3,113件、檢舉件數ニ於テ3,902ノ増加ヲ示セリ。

## 衛 生

### 醫 師

昭和十三年末現在ニ於ケル醫師ノ總數ハ四百七十七人（内女醫二十四人）ニシテ醫師一人ニ對シ現在人口千三百五十五人ニ當レリ、而シテ之レガ分布狀態ヲ觀ルモ福井市百九十七人、坂井郡六十八人、大野郡四十八人、今立郡四十人、敦賀郡三十四人ハ多キ地方ニ屬シ大飯郡三人ハ最モ尠シ、之ヲ經歷別ニ見レバ大學卒業百六十六人（三割四分八厘）官公私立、専門學校卒業二百四十人（五割三厘）試験及第六十五人（一割三分六厘）其ノ他六人（一分二厘）ナリ。

### 齒 科 醫 師

昭和十三年末現在ニ於ケル齒科醫師ノ總數ハ百二十四人（内女齒科醫十四人）ニシテ前年ニ比シ十人ヲ減少セリ、其ノ經歷ハ官公私立専門學校及外國學校卒業ヲ併セ百一人、試験及第三十八人ナリ。

### ト ラ ホ ー ム 檢 診

昭和十三年中ニ於ケル「トラホーム」檢診人員ハ六萬八千七

十五人ニシテ内患者ト決定セル人員ハ四千二百十九人ナリ。而シテ檢診人員百ニ對スル患者ハ六人一九（前年度五人九七）ノ割合ナリ。患者ト決定セル人員中重症二百七十二人（三分九厘）、輕症三千四百四十四人（五割五厘）疑似症五百三人（七分三厘）ナリ。

### 傳 染 病 患 者

昭和十三年ニ於ケル傳染病患者數ハ三百六十六人ニシテ前年度ヨリ二十五人減少セリ。而シテ「腸チブス」最モ多ク百四十五人（三割九分六厘）ヲ占メ「ザフテリア」八十二人（二割二分四厘）、之ニ次ギ「赤痢」六十五人（一割六分一厘）、「バラチブス」五十九人（一割五分八厘）、猩紅熱十五人（四分）ナリ。又各患者千人中死亡者ノ割合ヲ見レバ次ノ如シ。赤痢353 腸チブス200 ザフテリア109 バラチブス33 猩紅熱0

### 花 柳 病 患 者

昭和十三年中病院又ハ開業醫ニ於テ取扱ヒタル花柳病患者ハ一萬二千六百十五人ニシテ内男七千七百九十九人（六割一分八厘）、女四千八百六十六人（三割八分一厘）ナリ。之ヲ前年ニ比スレバ男六百七十四人（七分九厘）減少シ、女五百六十五人（一分三厘）ヲ増加シ總數ニ於テ百九人（八厘）ヲ減少セリ。

### 病 院

昭和十三年末現在病院數ハ十九ニシテ年内患者總數ハ九萬七千二百八十人（結核療養所ヲ含ム）ナリ。之ヲ前年ニ比スルニ病院數ニ於テテ一增加シ患者總人員ニ於テ二千八百四十六人ヲ増加セリ。而シテ之レガ患者ヲ病類別ニ見レバ神經及五管病二萬四千五百人（二割五分一厘）、呼吸器病二萬三百四十人（二割九厘）、消化器病一萬七千二百九十八人（一割七分七厘）泌尿及生殖器病一萬六百二十二人（一割九厘）ヲ主ナルモノトス。而シテ呼吸器病ノ内六百二十八人ハ肺疾患ナリ。

## 工 場

### 適 用 工 場 數

昭和十三年十月一日現在ニ於ケル工場法適用工場總數ハ3,255ニシテ内工場法施行規則第二十七條ニ依ル法ノ一部適用工場ハ1,673ナリ。之等工場ヲ業種別ニスレバ染織工場2,760、機械及器具工場145、化學工場65、飲食物工場15、雜工場212、特別工場58ニシテ染織工場ノ總數ノ8割5分弱ヲ占ム。次ニ工場總數ヲ前年ニ比スルニ7ヲ減ジタルモノニシテ過去昭和十年435、同十一年218、同十二年190ト各前年ニ比シ増加ノ一路ニアリタルヲ停止シテ減少ノ趨勢ヲ顯ハシ今次支那事變ノ影響ヲ示セリ。

### 工 場 附 屬 寄 宿 舍

昭和十三年十月一日現在寄宿舍數ハ461、其ノ收容職工ハ13,237ナリ。之ヲ前年ニ比スルニ寄宿舍數ハ3ヲ又收容職工數ハ1,777ヲ各減少セリ。

蓋シ事變ニ因ル原絲配給難ハ染織工場ニ休機増加ヲ餘儀ナク

# 總 説

セシメテ職工ノ減少トナリ延ヒテ寄宿職工ニ影響セルモノナリ。

## 工場災害

昭和十三年中ニ於ケル工場災害中職工死傷者數ハ227ニシテ内死亡2ナリ。之ヲ前年ニ比ストキ負傷數ニ於テ96、死亡數ニ於テ4ヲ各減少セリ。

其ノ因由スルトコロ本年七月一日ヨリ實施サレタル工場危害豫防及衛生規則改正省令ノ運用ニアルモノガ極メテ慶ブベキ現象ナリ。

## 職工扶助

昭和十三年中ノ職工扶助金總額ハ2,542圓ニシテ前年ニ比シ2,804圓ヲ減少シタリ。此レ別項工場災害ト對照シ當然ノ歸結タルベキモ亦好マシキ所ト云フベシ。

## 職工貯蓄金

昭和十二年十月一日現在工場主ノ管理スル職工貯蓄金總額ハ522,362圓ニシテ其ノ工場數ハ341職工數ハ15,267ナリ。之ヲ前年ニ比ストキ貯蓄金總額ハ255,318圓ヲ増加シ殆ト倍額トナリ又職工數ハ6,090トテ割七分ヲ増シ更ニ工場數ハ270ト約四倍ヲ激増シ時局下國民貯蓄運動ニ對シ極メテ顯著ナル實績ヲ示セリ。而シテ一職工當リ貯蓄金額ハ34圓強ナリ。

## 勞働者災害扶助法適用事業及同職工數

昭和十三年末勞働者災害扶助法適用事業數ハ185其ノ使用勞働者數ハ4,614ナリ。之ヲ前年ニ比ストキ事業數ニ於テ10ヲ勞働者數ニ於テ1,081ヲ各減少セリ。蓋シ事業ニ基ク各種資材ノ統制或ハ工事ノ制限等ガ重因タラン。

## 原 動 機

昭和十三年末取締原動機ノ數ハ12,046其ノ馬力數ハ72,367ナリ。而シテ之ヲ前年度ニ比較スルトキ原動機數1,041馬力數6,256ヲ各増加シ又原動機ノ種類別ニ就テ見ルトキ蒸氣機關、瓦斯機關等ハ益々其ノ數ヲ減シ電動機及石油汽罐ハ激増ノ傾向ニアリ。

## 健 康 保 險

### 被 保 險 者

昭和十三年度末ノ管内政府管掌健康保險被保險者數ハ47,306ニシテ本年度中新ニ雇入レ其ノ他ノ原因ニ依リ資格ヲ取得(増加)セルモノ127,944解雇其ノ他ノ原因ニ依リ資格ヲ喪失(減少)セルモノ22,200ニシテ差引前年度ニ比シ5,744ノ増加ヲ見タリ。

増加ノ原因ハ職物界ノ活況ヲ呈シタルニ起因スルモノト思慮セラル。

### 工場、事業場及事業數

昭和十三年度末ニ於ケル健康保險關係工場、事業場、事業ノ總數ハ2,268ニシテ前年ニ比シ16%増加シタリ。工場ノ大部分ノ業態ハ1,723ノ染色工場ニシテ總數ノ7割6分ヲ占メ被保險者數モ亦被保險者總數ノ8割4分ノ40,189人ニシテ大部分ヲ占ム、最モ僅少ナルハ飲食物工場ノ21ニシテ被保險者數ハ僅カ

=121人=過ギズ。

### 標 準 報 酬

昭和十三年度中ニ於ケル男女平均標準報酬日額ハ77錢2厘ニシテ前年度ニ比シ2錢8厘ノ高騰ヲ見タリ。性別ノ標準報酬日額ハ男子ノ1圓2錢2厘女子65錢3厘ニシテ總數ニ於テ4級ノ者(日額55錢以上65錢未満)最多數ニシテ總數ノ2割4分ニ相當シ、3級5級7級ト漸次遞減シ、10級以上ハ總數ノ2分ノ少數ニシテ16級ニ至リテハ僅カニ3名ニ過ギズ。

### 保 險 給 付

昭和十三年度中ニ於ケル保險給付ノ總件數ハ131,599件ニシテ前年度ニ比シ18,293件ノ減少ヲ來セリ。中傷病ニ關スル給付件數ハ最モ大部分ヲ占メ總數ノ9割4分、分娩ニ關スル給付ハ總數ノ5分6厘、死亡ニ關スル給付ニ於テハ僅カニ總數ノ5厘ノ比率ヲ示セリ。更ニ之ニ要シタル費用ニ於テハ昭和十三年度ニ於テハ201,560圓ニシテ前年度ニ比シ7,607圓ノ減少ヲ見タリ。

現金給付ニ於テハ前年度ニ比シ傷病手當金ハ件數ニ於テ124件増加シ金額ニ於テモ前年度被保險者一人當ト比較シ50錢5厘増加セリ、埋葬料件數ニ於テ3件減少シ金額ニ於テハ被保險者一人當3錢5厘増加シ、分娩給付ハ件數ニ於テ3,514件減少シ金額ニ於テハ被保險者一人當57錢1厘減少セリ。

療養ノ給付件數ニ於テハ業務上ノ疾病ハ前年度ニ比シ68%件減少シ業務外ノ疾病ニ於テハ14,226件減少セリ。業務外ノ疾病中最モ多キハ感冒ノ17,783件ニシテ以下其ノ他ノ疾患15,264件胃カタルノ12,475件腸カタル及下痢ノ11,853件其ノ他ノ神経系及感覺器ノ疾患ノ11,500件急性氣管支炎ノ7,564件ノ順位ナリ。

更ニ療養日數ニ於テハ業務上ハ前年度ニ比シ5,486日減少シ業務外ノ疾病ニ於テハ223,047日ヲ増加セリ。

最高ハ其ノ他ノ疾患ノ176,191日、次テ胃カタルノ149,800日、感冒ノ124,859日、肺結核ノ121,741日、其ノ他ノ神経系及感覺器ノ疾患ノ119,337日ヲ要シタルモノヲ主タルモノトシテ此等及其ノ諸疾病等ニ要シタル總日數ハ1,356,053日ニ及ベリ。